

健康診断と医療費の支給までの手続き

第二種健康診断を受けたいかた

被爆者援護法に基づき実施



第二種健康診断受診者証の交付の手続きが必要です。

対象となるのは、次の要件に該当するかたです。

- ① 原爆投下時に対象区域に在ったかた
- ② ①のかたの胎児であったかた
(昭和21年6月3日までに生まれたかた)

申請

交付

都道府県知事
(長崎市長・広島市長)

医療費の支給を受けたいかた

厚生労働省の要綱に基づき実施

対象となるのは、第二種健康診断受診者証の交付を受けられたかた（胎児であったかたは除きます。）のうち、被爆体験が原因の精神疾患を有するかたです。

被爆体験者精神医療受給者証の交付の手続きが必要です。

- ① 精神科医師による**精神疾患に関する診断**を受けます。

※ 診断には、認定を受けたい精神疾患について治療を行っている医師の書類が必要となります。その病気がこの事業の対象となるかどうかを医師に確認のうえ、書類の作成を依頼してください。（書類の作成料は、自己負担です。）

※ 精神科医師が、この事業の対象となる病気（被爆を体験したことによって発症した精神疾患）があると診断した場合、「意見書」を交付します。（「意見書」の作成費用は自己負担です。）

※ 被爆体験に起因する不安の軽減を図るため、医師、保健師等による健康教育も実施します。

- ② 「意見書」が交付されたかたは**長崎県・長崎市に申請**します。

申請

- ③ 長崎県・長崎市において**審査**を行います。



認定されると

被爆体験者精神医療受給者証の交付

※ 認定された精神疾患は被爆体験者精神医療受給者証に記載されます。

- ④ 医療費の支給を受けることができます。

病院、薬局等に受診のつど、被爆体験者精神医療受給者証を提示してください。対象となる病気の自己負担が不要となります。（長崎県外居住者は、後日償還払いの手続きとなります。）

また、対象疾患に係る介護保険の医療系サービスも対象となります。（別途申し出が必要です。）

医療費の支給の対象となる病気は、次を除く疾患となります。

- ・がん（一部のがんを除く） ・感染症 ・外傷 ・遺伝性疾患 ・先天性疾患
- ・被爆体験以前にかかった精神疾患 ・むし歯のうち軽いむし歯

長崎県・長崎市